

障害者差別解消法では、 障害者への合理的配慮の提供が求められています

広島市役所障害福祉課

これは、視覚障害のある人などに向けた 音声コードです。 スマートフォンアプリ (Uni-Voice) を使って 読み取ると、ページの内容を音声で聞くことが できます。



合理的配慮の提供とは?

「障害のある人から、社会の中にある困りごとを取り除くために、**何らかの対応が求められた場合**に、**負担が重すぎない範囲で対応する**こと。」を言います。



ポイントは2つ

- ① 障害のある人が何を求めているのか聞いてみる。
- ②聞いたうえで、何ができるか伝える。









障害のある人が障害のない人と**同じ結果**を得るにはどんな工夫ができるでしょうか? みんなで考えていきましょう!

広島市では相談窓口を設置しています

障害者の権利相談ダイヤル(広島市障害者110番)

(福)広島市手をつなぐ育成会 電話/FAX:082-537-1777 所在地:広島市西区打越町17-27 相談受付:月曜日から金曜日9時~17時

※上記時間以外は、留守番電話またはFAXで24時間受付

広島市役所・各区役所各課

広島市役所障害福祉課

電 話: 082-504-2147 FAX: 082-504-2256

所在地:広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



障害者差別解消法について詳しく知るには?

広島市のホームページをご覧ください

広島市 合理的配慮

